平成２８年（フ）第３０２１号
東京都江戸川区東小岩５丁目14―７―201
破産者　成田　謙吾
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２５号
東京都北区滝野川４丁目22―６―106
破産者　風間　朋由
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２６号
東京都台東区浅草６丁目５―10―403
破産者　吉田　微笑
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４１号
東京都品川区西五反田８丁目６―７
破産者　小山　廣喜
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０５５号
東京都世田谷区上北沢５丁目27―４―207
破産者　小笠原百代
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０１号
東京都台東区千束３丁目８―10―301　上野ダイカンプラザＣｉｔｙ
破産者　高梨　　清
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０２号
東京都板橋区東新町１丁目38―15―303
破産者　高谷　良一
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４６号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目13―７―202
破産者　高見　周市
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０号
最後の住所　山形県東田川郡庄内町吉岡字東北裏11番地
破産者　被相続人兼古幸夫の相続財産
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４号
東京都港区新橋２丁目20番15号新橋駅前ビル１号館４Ｆ
破産者　株式会社資源環境テクノロジー
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第７７９号
埼玉県川口市仲町５番28号
破産者　株式会社永豊建設
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５４号
千葉県柏市布施1501番地の１
破産者　後藤　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９６号
千葉県我孫子市青山860番地
破産者　有限会社海老原精工
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９７号
千葉県我孫子市青山860番地
破産者　海老原一郎
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９９号
千葉県松戸市仲井町３丁目58番地の６スカイヒルズＣ棟101号、開始決定時の住所千葉県松戸市牧の原２番地の53　牧の原公団住宅２街区７棟106号
破産者　三笠　敬治
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１００号
千葉県柏市逆井１丁目11番21号　リ・ファインパレスＢ―103号
破産者　林　　武彦
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４４号
千葉県柏市桜台９番10号　チェリーハウス１―202号
破産者　野上　湯山
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４８号
千葉県柏市北柏２丁目20番地６　プレジオⅡ―202号
破産者　石毛　一則
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０７８５号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目15―１―425
破産者　濱田　康広
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目15番４号207
破産者　株式会社濱虎
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３９号
横浜市栄区元大橋２―10―２ハウス21Ａ103
破産者　有限会社丸斉興業
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号
長野県須坂市墨坂南２丁目５番16号
破産者　丸千電気計装株式会社
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係